

医政第747号

平成24年10月15日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公印省略)

医療機能情報提供制度実施要領の一部改正について

このことについて、厚生労働省医政局長から別添写しのとおり通知がありましたので送付します。

なお、下記団体については、別途送付しておりますので申し添えます。

記

(通知団体等)

社団法人熊本県医師会

社団法人熊本県歯科医師会

社団法人熊本県薬剤師会

社団法人熊本県看護協会

社団法人熊本県助産師会

熊本県公的病院長会

全日本病院協会熊本県支部

全国自治体病院協議会熊本県支部

医療政策課

総務・医事班 担当：津田

TEL：096-383-1111(内7216)

TEL(直通)：096-333-2205

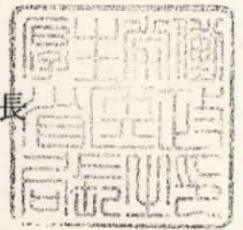
FAX：096-385-1754



医政発0928第3号
平成24年9月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療機能情報提供制度実施要領の一部改正について

医療機能情報提供制度の実施については、平成19年3月30日付け医政発第0330013号厚生労働省医政局長通知「医療機能情報提供制度実施要領について」の別添「医療機能情報提供制度実施要領」（以下「実施要領」という。）をお示ししているところですが、今般、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会報告書」（平成24年3月医療情報の提供のあり方等に関する検討会）が取りまとめられたことを受けて、実施要領の一部を別添のとおり改正しましたので、十分御了知の上、その実施に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下職員等に対し周知及び住民等に対しての積極的な広報をお願いいたします。

また、医療機能情報提供制度の普及を促進する観点から、その呼称を「医療情報ネット」とすることとしましたので、併せて周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

